

第 1 共通要領

雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（「第2各助成金別要領」に定めがあるものに限る。「第1 共通要領」において「助成金」という。）の支給については、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0700 不正受給
0101 趣旨	0701 不正受給した助成金の取扱い
	0702 不支給措置
0200 定義	0703 事業主等への通知及び不服の申し出があった場合の対応
0201 事業主	0704 関係機関への情報提供
0202 中小企業事業主	0705 公表
0203 常時雇用する労働者	
0204 実地調査	0800 返還
0205 不正受給	0801 返還
0206 電子申請	0802 連帯債務
0300 支給要件	
0301 支給対象事業主等	0900 雑則
0302 不支給要件	0901 代理人等の取扱い
0303 国等に対する不支給	0902 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の申請に係る取扱い等
0304 併給調整	
0400 支給申請	1000 委任
0401 支給申請期間	1001 安定所長への業務の委任
0402 支給申請方法	1002 不支給とした場合又は支給を取り消した場合の取扱い
0403 支給申請の取下げ	1003 電子申請の場合の取扱い
0404 申請書類等の保存	
0500 支給要件の確認	1100 附則
0501 不支給要件に該当しないことの確認	1101 施行期日
0502 中小企業事業主であることの確認	
0903 労働保険事務組合の取扱い	
0600 支給決定	
0601 支給決定	
0602 支給決定に係る事務処理	
0603 支給の方法	
0604 経理	

0100 趣旨

0101 趣旨

助成金は雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体（以下「事業主等」という。）に対して、必要な助成を行うものである。

0200 定義

0201 事業主

この要領において「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。

0202 中小企業事業主

この要領において「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表のとおりである（日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分）。

業種	該当分類項目
小売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業）（中分類81, 82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86, 87） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）（中分類88～96）
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて

0203 常時雇用する労働者

この要領において「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいう。

0204 実地調査

この要領において「実地調査」とは、次のイからハのいずれかに該当するものをいう。

イ 雇保法第79条に基づく立入検査

ロ 助成金の支給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。65歳超雇用推進助成金については「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」（以下「機構」という。）と読み替えるものとする。以下同じ。）が事業主又は事業所の長（支店

長・工場長等。以下同じ。)の任意の協力の下に行う事業所訪問による調査

- ハ 管轄労働局が社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者（助成金の支給要件として訓練の実施が要件となっている助成金に限る。なお、ここでいう訓練とは職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含む。ただし、事業主等が職業紹介事業者に委託する訓練や被保険者が自発的に行う訓練などで、事業主等が訓練を行う者を選択する余地のない訓練を除く。以下同じ。)の任意の協力の下に行う事務所等への訪問による調査

0205 不正受給

この要領において「不正受給」とは、事業主等が偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことが該当する。ただし、支給申請書に事実と反する記載があった場合であっても、当該記載誤りが故意によらないものと認められる場合は不正の行為には該当しない。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。

なお、事業主等の代表者のほか、事業主等の役員、従業員、代理人その他当該事業主等の支給申請、申請書類の作成に関わった者が、偽りその他不正の行為をした場合には、当該事業主等が不正の行為をしたものとみなす。

また、この要領において「不正受給に関与」とは、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が故意に偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいう。

また、この要領において「不正受給に係る請求金」とは、①0801イ(イ)に基づき返還を求めた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金、③当該返還を求めた額の2割に相当する額（当該額に対する延滞金が発生する場合はその額を含む。以下同じ）の合計額をいう。

0206 電子申請

この要領において「電子申請」とは、ハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）（以下、「雇用関係助成金ポータル」という。）又はe-Gov電子申請により行われた申請をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主等

助成金は、次のイからニまでのいずれにも該当する事業主等に対して支給する。

- イ 雇用保険適用事業所の事業主（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること）
- ロ 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後においても適正支給のための調査に必要な書類等を整備、保管している事業主等
- ハ 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査及び支給決定後においても適正支給のための調査が必要であると管轄労働局長（以下「管轄労働局長」という。65歳超雇用推進助成金については「機構の理事長」（以下「機構理事長」という。）と読み替えるものとする。以下同

- じ。)が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示する、管轄労働局の実地調査に協力する等、審査及び調査に協力する事業主等
- ニ 「第2 各助成金別要領」に定めがある場合は、各助成金ごとに定める要件を満たす事業主等

0302 不支給要件

助成金は、0301の規定にかかわらず、次のイからワまでのいずれか（早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）については、トを除く。加えてヲのうち職業訓練実施支援に関する訓練に限る。）に該当する事業主等に対しては支給しない。

- イ 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、0702に定める助成金の不支給措置が取られている事業主等（「第2 各助成金別要領」で定める助成金以外のものについて、0702に定める不支給措置と同様の措置が取られている事業主等を含む。）
- ロ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）の労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。）を納付していない事業主等（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主又は納付の猶予期間内に支給申請を行う事業主であって猶予期間の終了日の翌日から2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除く。）
- ハ 助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。以下同じ。）を行った事業主等

ただし、「労働関係法令の違反を行った」とは、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (イ) 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合
- (ロ) 都道府県労働局職業安定部又は需給調整事業部若しくは運輸局の告訴又は告発により捜査機関から送検された場合
- (ハ) (イ)及び(ロ)以外の者の告訴又は告発により捜査機関から送検されたことが明確な場合
- ニ 風俗営業等関係事業主等（次の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。）

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている事業所において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、次のa及びbのいずれかの助成金の支給を受けようとする事業主等。

したがって、次のa及びbの助成金について、①～③以外の業務（事務、清掃、送迎運転、調理など）に従事する者を対象労働者として助成金の支給を受けようとする事業主等は除く。

- a 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、中高年層安定雇用支援コース、生活保護受給者等雇用開発コース、成長分野等人材確保・育成コース）
- b トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）

(p) 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主等であって、(i)のa及びb以外の助成金の支給を受けようとするもの。

ただし、同条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業）を行っている事業主等であって雇用調整助成金の支給を受けようとする場合や、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。

ホ 暴力団関係事業主等（以下の(i)又は(p)に該当する者をいう。以下同じ。）

(i) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等

事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下(p)、へ及び「0501のへ」にて同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である事業主等をいう。

(p) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等

- a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等
- b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等

へ 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している事業主等

ト 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（雇保則第35条第1号に規定する倒産をいう。）している事業主等（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）

- チ 管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給又は支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出又は提示が指定期日までに行われない場合は不支給又は支給決定取消となること、助成金の不正受給が発覚した場合に0705によって行われる事業主名等の公表を行うこと及び0801による支給を受けた助成金の返還等について、承諾していない事業主等
- リ 「支給要件確認申立書」（様式第1号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出していない事業主等
- ヌ 本支給要領に従うことについて、承諾していない事業主等
- ル 0902に定める不受理期間中に当該不受理措置を受けている社会保険労務士又は代理人による申請を行った事業主等
- ロ 訓練を行う者が申請事業主等の不正受給に関与していた場合は、不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年を経過するまで（ただし、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）に、当該訓練を行う者が実施した訓練を行った事業主等（訓練を行う者が承諾書を提出している場合に限る。）。
- なお、当該取扱いに係る訓練を行う者の承諾については、平成31年4月1日以降に提出された訓練計画に基づく申請（訓練計画がない場合は実施に基づく申請）から受理するものとし、「第2 各助成金別要領」にて別途定める。
- ワ 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明（軽微な誤り（労働局長が認めた場合に限る。）は除く。）を行った事業主等

0303 国等に対する不支給

国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く。）、独立行政法人通則法（平成11年法律第113号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、助成金は支給しない。

0304 併給調整

- イ 同一の事業主等による同一の行為を根拠として、同時に二つ以上の助成金を支給してはならない。
- ロ 同一の事業主等による同一の経費又は賃金の支出について、同時に二つ以上の助成金を支給してはならない。
- ハ 助成金間の併給調整については、イ及びロの規定によるほか、原則として別紙1、別紙2及び別紙3に掲げるところによる。
- ニ 事業主等が助成金以外の補助金等を受給している場合には、当該補助金等と支給申請する助成金の支給する趣旨や目的、助成内容等が明らかに異なっているものや、以下の(イ)から(ハ)ま

でのいずれにも該当するものは併給調整を行わない。

- (イ) 助成金と財源が異なるものであること
- (ロ) 補助金等が助成金との調整を予定しておらず、併給を認めていること
- (ハ) 助成金の助成対象について重複して助成を受けることが明確であって、当該助成を合算した額が自ら負担した経費又は賃金の額を超えることが見込まれるものでないこと

0400 支給申請

0401 支給申請期間

支給申請は、本支給要領の「第2 各助成金別要領」で規定している場合を除き、「第2 各助成金別要領」において各助成金ごとに定める日の翌日から起算して2か月以内に行わなければならない。ただし、郵送又は電子申請により支給申請を行う場合には、支給申請期間内に到達していなければならない。

なお、支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなす。

また、天災その他支給申請期間内に助成金の支給を申請しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて申請することができる。

0402 支給申請方法

イ 助成金の支給を受けようとする事業主等は、支給申請書、「支給要件確認申立書」（様式第1号）（雇用関係助成金ポータルにより申請する場合を除く。）及び添付書類（電子申請を行う場合、原本の提出を求めている添付書類は、原本の写しを提出する。）を管轄労働局長に対して提出しなければならない。当該提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所（以下「安定所」という。）の長（以下「安定所長」という。両立支援等助成金については「雇用環境・均等部（室）長」と読み替えるものとする。以下同じ。）を経由して行うことができる。

ロ 助成金の支払い先となる銀行等の口座（以下「支払先口座」という。）がハローワークシステム（助成金事務処理）（「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録されていない事業所の事業主等（65歳超雇用推進助成金の支給を受けようとする事業主等を除く。）又は初めて雇用関係助成金ポータルにより支給申請を行う事業所の事業主等は、上記の添付書類に加えて、原則通帳の写し等支払い口座番号が確認できる書類を添えて支払方法・受取人住所届（帳票種別32850）を提出しなければならない（なお、通帳の写し等については、口座番号に誤り等がないことが確認できれば、その場で返却して差し支えない。）。事業主等が当該届を記載するにあたっては、支払方法として振込を選択し、振込先の口座として事業主等が主に事業の用に供する口座を選択しなければならない。

支払先口座がハローワークシステム（助成金事務処理）（「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録されている事業所の事業主等は、記録済みの支払先口座以外の口座へ助成金の支払いを希望する場合、当該届を再度提出することにより、支払先口座を変更することができる。

当該届の提出について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ハ 事業主等は、イ及びロの添付書類以外の書類であって、支給・不支給の決定に係る審査に管轄労働局長が必要と認める書類等を、管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示しなければならない。当該提出又は提示について、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

ニ 管轄労働局長は、支給申請書等が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該支給申請書等を受理する。なお、支給申請書等の提出において、郵送又は電子申請により受理する場合には、労働局への到達日が支給申請期間内でなければならないことに留意する。

(イ) 支給申請期間内に提出されていること

(ロ) 所要の事項が記載されていること

(ハ) 所要の添付書類が添付されていること

また、ロに基づいて、支払方法・受取人住所届の提出があった場合には、当該届の内容をハローワークシステム（助成金事務処理）（「31850支払方法・受取人住所届入力」又は「31860支払方法・受取人住所届変更」）に記録する。

ホ ニ(ロ)又はニ(ハ)の事項について不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める（電子申請における修正指示を含む。）。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は原則1か月以内に補正を行うよう書面又は電子申請における修正指示により求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。ただし、当該期限は支給申請期間末日の翌日以降に設定しなければならない。

ヘ 支給申請の前に計画届等の手続きが必要な助成金については、その手続きを「第2 各助成金別要領」において定める。

0403 支給申請の取下げ

イ 事業主等が管轄労働局長に対し、支給申請の取下げを申し出たときは、管轄労働局長がこれを認めた場合に限り、取下げを行うことができるものとする。

ロ 管轄労働局長は、支給申請の取下げを申し出た事業主等に対して、提出された支給申請書等の書類を返却しないことができる。

0404 申請書類等の保存

事業主等は、0402イからハまでに基づき提出又は提示した書類等の原本（原本を提出した場合はその写し。電子情報を含む。）及び「第2 各助成金別要領」に定めがある場合はその書類等を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

このため、社会保険労務士又は代理人が支給申請等を行った場合は、事業主等に対して、提出した書類の写しを提供すること。

0500 支給要件の確認

0501 不支給要件に該当しないことの確認

管轄労働局長は、支給申請を行った事業主等が0302で規定する不支給要件に該当しないことを、次のイからワまでに定める方法により確認する。

イ 偽りその他不正行為により助成金の不支給措置が取られている事業主等でないこと及び不支給措置がとられている事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。）が含まれていないことの確認

0702に定める不支給措置期間中に支給申請が行われたものでないこと及び支給申請後、支給決定日までに新たに不支給措置がとられたものでないことを「支給要件確認申立書」（様式第1号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）及び共働支援システム上の「不正受給事業主等・役員一覧表」により確認する。

ロ 助成金の支給に係る事業所において、労働保険料を納付していないことの確認

支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度に係る労働保険料について、未納となっている事業主でないことを「支給要件確認申立書」（様式第1号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31553特開金支給要件照会」もしくは「31620一般助成金支給要件照会」）又は労働保険適用徴収システムにより確認する。なお、二元適用事業主の場合は、労災保険料についても確認すること。

一括有期事業を行う事業主の労災保険料が未納である場合は、一括されている事業全てについて労災保険料が未納であるものとして取り扱う。継続事業の一括の認可を受けた事業主の労働保険料が未納である場合は、一括されている事業全てについて労働保険料未納であるものとして取り扱う。

ハ 助成金の支給に係る事業所において、労働関係法令の違反を行った事業主等でないことの確認

支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間において次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する事業主等でないことを「支給要件確認申立書」（様式第1号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）及び労働基準部又は運輸局より提供を受けた「送検処分された事業所に係る情報」により確認する。

(イ) 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合

(ロ) 都道府県労働局職業安定部若しくは需給調整事業部又は運輸局の告訴又は告発により捜査機関から送検された場合

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の者の告訴又は告発により捜査機関から送検されたことが明確な場合

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ただし、上記に該当しない場合であっても、支給申請後、支給決定を行おうとする日までに新たに送検が行われた場合は、本不支給要件に該当するものとして取り扱う。

ニ 風俗営業等関係事業主等でないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）及び登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。以下同じ。）により確認する

ほか、必要に応じ、事業内容が確認できる書類（定款、開廃業届、会社概要パンフレット等）により確認する。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ホ 暴力団関係事業主等でないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）により確認する。

管轄労働局又は安定所の窓口における対応、労働者からの内部通報等により暴力団関係事業主等でないことについて、疑義が生じた場合、管轄労働局は警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行う。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

へ 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属していないことの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）及びハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）により確認する。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

ト 倒産した事業主等でないことの確認

支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主でないことを「支給要件確認申立書」（様式第1号）、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31830事業所不支給要件・不正処分記録管理」）、登記情報連携システム及び「官報情報検索サービス」により確認する。

なお、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った事業主について、事業活動を継続する見込みがあるか否かの確認は、登記情報連携システムにより確認するほか、必要に応じ、再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画をいう。）又は更生計画（会社更生法第2条第2号に規定する更生計画をいう。）の認可の決定が確定したことを示す書類（裁判所が事業主の申請に応じて発行する認可確定証明書）により行う。

確認の結果、当該不支給要件に該当することが判明した場合、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31834事業所不支給要件記録登録」）にその旨の記録を行う。（ただし、機構においては、当面の間、当該ハローワークシステム（助成金事務処理）への記録は不要とする。）

チ 管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給又は支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出又は提示が指定期日までに行われない場合は不支給又は支給決定取消となること、不正受給が発覚した際の事業主名等の公表を行うこと及び0801による支給を受けた助成金の返還等について、承諾している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）により確認する。なお、雇用関係助成金ポータルによる電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル上で該当項目にチェックが入っていることにより確認する。

リ 「支給要件確認申立書」（様式第1号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類を提出している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）の別紙「役員等一覧」又は別紙「役員等一覧」と同内容の記載がある書類の提出の有無により確認する。

ヌ 本支給要領に従うことについて、承諾している事業主等であることの確認

「支給要件確認申立書」（様式第1号）により確認する。なお、雇用関係助成金ポータルによる電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータル上で該当項目にチェックが入っていることにより確認する。

ル 不正受給に関与したことにより助成金の不受理措置が取られている社会保険労務士又は代理人でないことの確認

共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

ロ 訓練を行う者が不正受給に関与していたかの確認

共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

なお、訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、不支給とした日又は支給決定を取り消した日の前日以前のいずれかの日に0302のロの事業主等が、訓練計画を提出済であった場合（訓練計画がない場合は実施済であった場合）は、不支給としない。

ワ 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明を行っていない事業主等であることの確認

支給申請書、「支給要件確認申立書」（様式第1号）及び添付書類並びにその他審査に必要な書類を確認する。

0502 中小企業事業主であることの確認

中小企業事業主の判定は、「第2 各助成金別要領」において各助成金ごとに定める日における、資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数により行う。

ただし、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）又は士業を規定する法律に基づく法人（弁護士法（昭和24年法律第205号）、税理士法（昭和26年法律第237号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）その他士業を規定する法律の規定により設立される法人をいう。）以外の事業主等（例：個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合又は社会福祉法人）であって、資本金等を有しない事業主等にあつては、常時雇用する労働者の数により判定する。

資本金等の額又は企業全体で常時雇用する労働者の数の確認は、以下により行う。

イ 資本金等の額の確認

(イ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」が0202に定める額を超えている場合は、ロにより常時雇用する労働者の数の確認を行い、各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」も0202に定める数を超えている場合は、中小企業事業主以外の事業主であると判定する。

(ロ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」が0202に定める額以下である場合は、原則、登記情報連携システムにより確認を行う。

(ハ) 常時雇用する労働者の数の確認により中小企業事業主であることが確認された場合は、資本金等の額については確認を要しない。

ロ 常時雇用する労働者の数の確認

(イ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数を超えている場合は、イにより資本金等の額の確認を行い、各助成金ごとに定める書類に記載されている「資本金の額又は出資の総額」も0202に定める額を超えている場合は、中小企業事業主以外の事業主であると判定する。

(ロ) 各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数以下である場合であって、申請事業主の被保険者数が0202に定める数以下である場合は、中小企業事業主であると判定する。

各助成金ごとに定める書類に記載されている「常時雇用する労働者の数」が0202に定める数以下である場合であって、申請事業主の被保険者数が0202に定める数を超えている場合は、当該被保険者数と常時雇用する労働者の数との差について事業主に疎明を求め、その疎明された限度において、当該被保険者数から疎明のあった常時雇用する労働者に該当しない者の数を差し引いた人数が0202に定める数以下である場合に、中小企業事業主であると判定する。

なお、上記の被保険者数の確認は、雇用保険適用事業所台帳により行うが、申請事業主が複数の事業所を有する場合は、事業主から全ての事業所の事業所番号を申告させた上で確認を行う。

(ハ) 資本金等の額の確認により中小企業事業主であることが確認された場合は、常時雇用する労働者の数については確認を要しない。

0600 支給決定

0601 支給決定

イ 管轄労働局長は、支給申請を行った事業主等が支給対象事業主等に該当するか否か及び不支給要件に該当するか否かの判定を行う。

この判定は、事業主等が提出した支給申請書及び添付書類（必要に応じて提出させた書類を含む。）のほか、事業主等からの直接確認、事業所の实地調査等により確認した事項に基づいて行う。

ロ 管轄労働局長は、支給対象事業主等に該当し、かつ、不支給要件に該当しないと判定された事業主等について、支給額の算定を行った上で、支給決定を行う。また、支給対象事業主等に該当しない又は不支給要件に該当すると判定された事業主等については、不支給決定を行う。

0602 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給決定又は不支給決定を行ったときは、事業主等に対し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知する。また、雇用関係助成金支給台帳（ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31600一般助成金支給記録」）の支給台帳を利用すること。）に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管する。

なお、事業所の移転等により管轄労働局が変わった場合においては、当該支給申請書その他の関係書類を移転先の労働局に移管するとともに、移転先の労働局において支給決定を行い、支給決定情報をハローワークシステム（助成金事務処理）（「31600一般助成金支給記録」）に入力する。

0603 支給の方法

- イ 助成金の支払いは、ハローワークシステム（助成金事務処理）に記録されている、事業主等の支払先口座（65歳超雇用推進助成金の支払いについては、支給申請書等に記載されている事業主等が主に事業の用に供する口座）に対して行う。代理受領は原則として認められない。
- ロ 助成率を設けている助成金の端数処理については、100円未満切り捨てとする。

0604 経理

- イ 助成金（特定求職者雇用開発助成金及び65歳超雇用推進助成金を除く。）の経理については、雇用安定等給付金経理要領（平成15年2月14日付け職発第0214002号、最終改正：平成30年3月30日付け職発0330第49号「「雇用安定等給付金経理要領」」）によるものとする。
- ロ 特定求職者雇用開発助成金及び65歳超雇用推進助成金の経理については、「第2 各助成金別要領」にて別途定める。

0700 不正受給

0701 不正受給のあった助成金の取扱い

事業主等が助成金の不正受給を行った場合、管轄労働局長は当該不正受給に係る助成金については不支給決定又は支給決定取消を行い、既に支給した助成金については0801イ(イ)により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額の請求の手続きを行う。加えて、個別の助成金について、「第2 各助成金別要領」に定めがある場合は、その額の請求の手続きを行う。

また、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与していた場合、管轄労働局長は0802により社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者に対しても不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額の請求の手続きを行う。

0702 不支給措置

不正受給を行った事業主等に対しては、0701により不正受給に係る助成金について不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（平成31年3月31日以前の支給申請である場合は3年間。以下「不支給措置期間」という。）助成金を支給しない。

また、不正受給を行った事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者。ただし、偽りその他不正行為に関与した者に限る。）が他の事業主等の役員等となっている場合（平成31年

3月31日以前の支給申請である場合を除く）は、役員等となっている他の事業主等に対しても、同様に同期間助成金を支給しない。

なお、不支給措置期間を経過しても、不正受給に係る請求金及び0801イ(ニ)により返還を命じた額が全額納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、当該額が全額納付される日まで不支給措置期間を延長する。

0703 事業主等への通知及び不服の申し出があった場合の対応

イ 事業主への通知

管轄労働局等は、0701により不正受給に係る助成金について不支給決定又は支給決定取消を行ったときは、当該不正受給を行った事業主等に対し、不支給決定通知書又は支給決定取消通知書によりその旨を通知するとともに、不支給措置期間通知書により不支給措置期間には当該事業主等に係る助成金を支給しないこと及び当該不支給措置期間に申請が行われた助成金を支給しないことを通知する。

ロ 不服の申し出があった場合の対応

雇用関係助成金は支給申請者の申し込みに対する行政庁の承諾により成立する贈与契約であり、原則として民法が適用され、支給・不支給の決定、支給決定の取り消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不支給決定又は支給決定取消に対し、事業主等から不服の申し出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

0704 関係機関への情報提供

0701により不正受給に係る助成金について不支給決定又は支給決定取消をした場合は、ハローワークシステム（助成金事務処理）（「31831不正処分記録登録」）に登録した上で、当該不正受給を行った事業主等の名称、法人番号、適用事業所名、適用事業所番号、不正受給に関与した役員等名（役職、性別及び生年月日を含む。）、不正受給に係る助成金名及び不支給措置期間を、社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容を、訓練を行う者が不正受給に関与していた場合は、訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容を労働局内の助成金関係各部及び管下の公共職業安定所に情報提供するとともに、共働支援システム上の「不正受給事業主等・役員一覧表」や「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」に記入する。

0705 不正受給事案の公表

イ 個別の助成金について「第2 各助成金別要領」に定める場合を除き、不正受給が次のいずれかに該当する場合は、管轄労働局長はロ及びハの定めるところにより公表するものとする。

ただし、社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与した場合であって、事業主等が当該不正受給について関与していないことが明らかな場合は、事業主等については公表しないことができる。

(イ) 事業主等が不正受給を行った場合であって、次のいずれかに該当するとき

- a 一の事業主等に対する、不正受給を理由とした支給決定取消額及び不正受給を理由とした不支給決定に係る支給申請額の合計額が100万円以上の場合であって、当該不正受給に係る額の返還を命じた日から起算して1か月以内に、不正受給に係る請求金が全額納付されないとき
- b 不正の態様・手段、組織性等から判断して、管轄労働局長が特に重大又は悪質であると認めるとき
- (ロ) 社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が不正受給に関与したとき
- ロ イにより管轄労働局長が公表する事項は次のとおりとする。
 - (イ) 事業主等が不正受給を行った場合
 - a 不正受給を行った事業主等の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る。）の氏名並びに事業概要
 - b 不正受給に係る事業所の名称及び所在地
 - c 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
 - d 不正の行為の内容
 - (ロ) 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与した場合
 - a 不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人の氏名、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）及び所在地
 - b 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
 - c 不正の行為の内容
 - (ハ) 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合
 - a 不正受給に関与した訓練を行う者の名称（法人等の場合は法人等名及び代表者名を含む。）及び所在地
 - b 不正受給に係る助成金の名称、不支給決定日又は支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還状況
 - c 不正の行為の内容
- ハ イにより管轄労働局長が公表する期間は次のとおりとする。
 - (イ) 公表は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して5年が経過する日までの間行うものとする。

ただし、当該期間を経過しても不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、全額納付したことを管轄労働局長が確認した日までの間公表するものとする。
 - (ロ) イ(イ)aに該当するものとして管轄労働局長がロ(イ)の事項を公表した場合であって、不正受給に係る請求金が全額納付された場合は、(イ)にかかわらず、当該全額納付されたことを管轄労働局長が確認した日以降においては、ロ(イ)a（事業概要を除く。）及びbの事項を取り消すことができる。

0706 支給決定取消に係る事務処理

不正受給を行った事業主等について、支給決定後に事業所の移転等により管轄労働局が変わった場合においては、当該支給申請書その他の関係書類を移転先の労働局に移管するとともに、移

管先の労働局において0701から0705までに定める手続きを行う。

0800 返還等

0801 返還

- イ 助成金の支給を受けた事業主等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する場合は、管轄労働局長は当該事業主等に対して、当該(イ)から(ニ)までに掲げる額について返還することを命ずるとともに、当該事業主は当該額について返還する義務を負う。
- (イ) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合
当該事業主に支給した助成金の全部又は一部
 - (ロ) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額
 - (ハ) 「第1 共通要領」及び「第2 各助成金別要領」に規定されている事業主等に対する義務が履行されなかった場合
当該事業主に支給した助成金の全部又は一部
 - (ニ) その他「第2 各助成金別要領」により各助成金ごとに定める場合
「第2 各助成金別要領」により各助成金ごとに定める額
- ロ 助成金の支給を受けた事業主等がイ(イ)に該当する場合は、管轄労働局長は当該事業主等に対して、イ(イ)に基づき返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額について納付することを命ずるとともに、当該事業主は当該合計額について支払う義務を負う。加えて、個別の助成金について、「第2 各助成金別要領」に定めがある場合は、その額についても支払う義務を負う。
- ハ 助成金（65歳超雇用推進助成金を除く。）の返還金等の債権に係る事務については、債権管理事務・徴収関係事務取扱要領により行う。
- 二 65歳超雇用推進助成金の返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、「第2 各助成金別要領」にて別途定める。

0802 連帯債務

イ 連帯債務

社会保険労務士、代理人又は訓練を行う者が、不正受給に関与していた場合は、申請事業主等と連帯して、不正受給に係る請求金を支払う義務を負う。

ロ 連帯債務の承諾

- (イ) 社会保険労務士又は代理人は、「支給要件確認申立書」（様式第1号）にて、不正受給に関与していた場合は、不正受給に係る請求金の返還等に対して申請事業主等と連帯して債務を負うことを承諾する旨を記載する。
- (ロ) 訓練を行う者の連帯債務の承諾については、「第2 各助成金別要領」にて別途定める。

0803 支給決定された助成金の返還

- イ 事業主等が、管轄労働局長に対し支給決定された助成金の返還を申し出たときは、管轄労働

局長がこれを認めた場合に限り、返還を行うことができるものとする。

- ロ 管轄労働局長は、支給決定された助成金の返還を申し出た事業主等に対して、提出された支給申請書等の書類を返却しないことができる。

0900 代理人等

0901 代理人等の取扱い

イ 事業主が会社の従業員等に提出行為を行わせる場合の取扱い

- (イ) 従業員が、支給申請等に係る手続きのうち、提出行為のみ行う場合（意思決定の主体とならない場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が、支給申請書の提出のみ行う場合、代理人ではなく、いわゆる使用者であることから委任状の提出は不要である。

ただし、使用者が行うことのできる手続きは、支給申請者である事業主の意思を伝達することに限られることに留意すること。

なお、支給申請書等を対面で受理する際は、当該使用者が支給申請事業主の事業所の従業員であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること。（当該使用者の承諾を得て写しを保管することが望ましい）

- (ロ) 従業員に、支給申請等に係る手続きのうち、提出行為以外も行わせる場合（意思決定の主体となる場合）

支給申請事業主の事業所における従業員が、単に支給申請書等の提出を行うことだけでなく、支給申請書等の内容面に係る修正を行う場合には、事業主が0901ロの(イ)のcに規定する手続きを行ったこと及び当該従業員が正当な権限のある代理人であることについて、0901ロの(イ)のcの規定により確認すること。

- (ハ) 事業所の長が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合(上記(ロ)の例外)

事業主が法人である場合であって、当該法人の役員（代表者以外の者に限る。）又は当該支給申請事業所の長（支店長、工場長等営業所や支店の営業・事業の主任者であることを示す名称が付された者に限る。）が事業主の代理人として支給申請等に係る手続きを行う場合は、委任状の提出は不要である。

なお、支給申請書等を対面で受理する際は、当該代理人が当該法人の役員又は当該支給申請事業所の長であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

ロ 事業主が会社の従業員以外の者に提出代行等を行わせる場合の取扱い

- (イ) 社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合

- a 社会保険労務士が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合

社会保険労務士が、社会保険労務士法第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を行う場合には、支給申請書等に事業主の記載、社会保険労務士の住所及び連絡先番号を記載させることに加え、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条から第16条の3までの規定に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記載しなければならない。なお、当該支給申請等に係る支給決定通知等について

は、社会保険労務士ではなく、支給申請者である事業主に直接通知すること。

b 弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合

弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合には、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第27条（業務の制限）の適用を受けずに、代理人として支給申請等に係る手続きを行うことが可能である。

c 支給申請事業主の事業所の従業員以外の代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合
社会保険労務士法第27条において、社会保険労務士でない者の業務の制限が規定されており、同条の適用除外となっている者（弁護士等）以外の者が支給申請等に係る手続きを行っている場合には、同条違反の可能性があること。

なお、同条違反の可能性がある場合は、管轄労働局労働基準部監督課に情報提供を行うとともに、本省職業安定局雇用保険課助成金企画総括係に報告すること。

同条に違反していない代理人が申請を行う場合、代理人は、支給申請書等に代理人の氏名、住所及び連絡先電話番号を記載するとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記載するものとする。

支給申請書等の受理に当たっては、管轄労働局長は正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状（原本）の提出を求めることとする（0901イ（ハ）の場合を除く）。

加えて、支給申請書等を対面で受理する際は、当該代理人（使用者がいる場合は使用者を含む。）が委任状に記載された代理人であることについて、社員証等身分を証明できるものの提示を求めることにより確認すること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

支給申請書等を郵送受理又は電子申請による受理を行い、郵送又は電子申請した当該代理人（使用者がいる場合は使用者を含む。）が委任状に記載された代理人であることを確認する必要がある場合、管轄労働局長は社員証等身分を証明できるものの提出又は提示を求めることができること（当該代理人の承諾を得て写しを保管することが望ましい）。

また、当該支給申請書等に係る支給決定通知等については、代理人ではなく、支給申請者である事業主に直接通知すること。

ハ 社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合の承諾

社会保険労務士又は代理人が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合は、平成31年4月1日以降の支給申請時に提出された「支給要件確認申立書」（様式第1号）の「社会保険労務士又は代理人記載欄」に関する事項（雇用関係助成金ポータルにより申請する場合は該当する項目）に承諾していることを確認する。

当該事項に承諾がない場合は、社会保険労務士又は代理人が事業主等に代わって行う申請は受理できないこと。

0902 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の申請に係る取扱い等

社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して5年間（以下「不受理措置期間」という。）は雇用関係助成金に係る当該社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は当該代理人が行う申請を受理しないこととし、不受理措置期間通知書によりその旨通知する。

また、不受理措置期間を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、不正受給に係る請求金が全額納付される日まで当該社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は当該代理人が行う申請を受理しない。

不正受給に関与していた社会保険労務士又は代理人であるか否かの確認は、共働支援システム上の「不正受給に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者一覧表」により確認する。

0903 労働保険事務組合の取扱い

労働保険事務組合は、徴収法第33条第1項の規定に基づき、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項を処理することができるが、当該事項には、助成金に係る事務手続等は含まれていないため、事業主は、労働保険事務組合に助成金に関する申請等を委託することができない。

1000 その他

1001 安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0400、0500及び0700に係る業務（両立支援等助成金に係るものを除く。）の全部又は一部を、その指揮監督する安定所長（65歳超雇用推進助成金については「都道府県支部長」と読み替えることとする。）に行わせることができることとする。

1002 不支給とした場合又は支給を取り消した場合の取扱い

0700、0800及び0900に規定する取扱いは、不支給決定又は支給決定取消を行った場合であっても、継続して実施するものとする。

1003 電子申請の場合の取扱い

社会保険労務士が「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を電子申請により行う場合、「提出代行等に関する証明書（様式第2号）」を提出しなければならない。

1100 附則

1101 施行期日

- イ 雇用関係助成金支給要領は平成25年5月16日から施行する。
- ロ 平成25年9月30日付け職発0930第2号「雇用安定事業の実施について」による改正は、平成25年10月1日から施行する。
- ハ 平成26年2月28日付け職発0228第4号、能発0228第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年3月1日から施行する。
- ニ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ホ 平成27年1月30日付け職発0130第4号、雇児発0130第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年2月1日から施行する。
- ヘ 平成27年3月31日付け職発0331第2号、能発0331第12号、雇児発0331第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月1日から施行する。

- ト 平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月10日から施行する。
- チ 平成28年2月10日付け職発0210第3号、能発0210第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年2月10日から施行する。
- リ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ヌ 平成28年6月23日付け職発0623第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年6月23日から施行する。
- ル 平成28年10月19日付け職発1019第1号、能発1019第1号、雇発1019第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年10月19日から施行する。
- ヲ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ただし、0503リに定める規定の施行期日及び0305ハの併給調整に係る別紙1、別紙2については、追って通知する。
- ワ 平成29年4月28日付け職発0428第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年5月1日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙1、別紙2については、追って通知する。
- カ 平成29年8月30日付け職発0830第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年10月1日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙1、別紙2については、追って通知する。
- ヨ 平成29年9月15日付け職発0915第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年9月15日から施行する。ただし、0305ハの併給調整に係る別紙1、別紙2については、追って通知する。
- タ 平成29年10月20日付け職発1020第27号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年10月23日から施行する。
- レ 平成30年1月18日付け職発0118第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年1月18日から施行する。
- ソ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- ただし、0305ハの併給調整に係る別紙1、別紙2については、追って通知する。
- ツ 平成30年8月24日付け職発0824第4号、開発0824第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年10月1日から施行する。
- ネ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から実施する。
- ナ 令和元年5月7日付け職発0507第1号、雇均発0507第1号、開発0507第5号「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和元年5月7日から実施する。
- なお、当分の間、平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第1号）でも受理するものとする。

ラ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。

なお、当分の間、令和元年5月7日付け職発0507第1号、雇均発0507第1号、開発0507第5号「元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第1号）でも受理するものとする。

ム 令和2年2月14日付け職発0214第4号、開発0214第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年2月14日から施行する。

なお、当分の間、令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第1号）でも受理するものとする。

ウ 令和2年3月13日付け雇均発0313第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定等について」による改正は、令和2年3月13日から施行する。

エ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。

なお、当分の間、令和2年2月14日付け職発0214第4号、開発0214第1号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第1号）でも受理するものとする。

ノ 令和2年6月12日付け雇均発0612第6号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金の支給要領の制定等について」による改正は、令和2年6月12日から施行する。

オ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第1 共通要領」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

ク 令和3年2月5日付け職発0205第2号、雇均発0205第1号、開発0205第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年2月5日から施行する。

なお、当分の間、令和3年2月5日付け職発0205第2号、雇均発0205第1号、開発0205第1号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された支給要件確認申立書（様式第1号）については、当該改正前の支給要件確認申立書（様式第1号）でも受理するものとする。

ヤ 令和3年3月10日付け職発0310第3号「雇用安定事業の実施等について（特定求職者雇用開発助成金に係る電子申請の運用開始）」による改正は、令和3年3月22日から施行する。

マ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。

なお、当分の間、令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」によって改正された「第1 共通要領」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

- ケ 令和3年9月29日付け雇均発0929第1号「雇用関係助成金支給要領の一部改正及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定について」による改正は、令和3年9月30日から施行する。
- フ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- コ 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和4年8月1日から施行する。
- エ 令和4年9月30日付け職発0930第1号「雇用安定事業の実施等について（産業雇用安定助成金関係）」による改正は、令和4年10月1日から施行する。
- テ 令和4年12月2日付け職発1202第1号、雇均発1202第1号、開発1202第5号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年12月2日から施行する。
- ア 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- ただし、令和5年3月31日以前に、管轄労働局長が0705に定める公表を行った場合であって、不正受給を行った事業主等が0705イ(イ)aに該当し、かつ、不正受給に係る請求金を全額納付した場合については、0705ハ(ロ)の取扱いを準用することができる。
- サ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年6月26日から施行する。
- キ 令和5年9月28日付け雇均発0928第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年10月1日から施行する。
- ユ 令和5年10月20日付け職発1020第2号、雇均発1020第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年10月20日から施行する。
- メ 令和5年10月31日付け職発1031第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年11月1日から施行する。
- ミ 令和5年11月29日付け職発1129第1号、雇均発1129第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年11月29日から施行する。
- ただし、両立支援等助成金に係る改正は、令和6年1月1日から施行する。
- シ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- ヒ 令和6年6月28日付け職発0628第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年6月28日から施行する。
- モ 令和6年6月28日付け職発0628第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年7月1日から施行する。
- セ 令和6年12月17日付け職発1217第3号、雇均発1217第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年12月17日から施行する。
- ス 令和7年3月31日付け職発0331第4号、雇均発0331第8号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年4月1日から施行する。
- い 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年4月1日から施行する。

雇用関係助成金併給調整記号解説表

記号	解説
○	双方の支給要件を満たせば併給可能。
－	同時に双方の支給要件を満たすことはないため、併給調整の問題は生じない。
×	双方の支給要件を満たした場合であっても、どちらか一方しか支給できない。 (一方が既に支給済であった場合、もう一方の支給は不可。)
※	双方の支給要件を満たした場合であっても、一部併給できない部分がある。 別紙3を参照。

令和7年度（令和7年4月1日以降）雇用関係助成金供給調整表

(別紙2)

[illegible]

併給調整に当たっての留意事項

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（休業・教育訓練）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（休業・教育訓練）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	原則、併給不可であるが、雇用調整助成金（休業・教育訓練）に係る計画書を提出している事業主であっても、当該事業主が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の設置・整備費用及び雇入れ人数の要件を満たした場合は、併給可能。 ただし、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間において、対象労働者（第2回、第3回支給要件判定期間において対象労働者が就業しなくなったことに伴い補充する対象労働者（以下「補充者」という。）を含む。以下同じ。）を、雇用調整助成金（休業・教育訓練）の対象労働者として休業・教育訓練させた場合は、当該休業・教育訓練の初日が含まれる地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間以降、当該対象労働者については地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の対象労働者となしない。
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	同一労働者の同一賃金及び経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）における教育訓練と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、雇用調整助成金（休業・教育訓練）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、介護離職防止支援コース（介護休業）は同時（同日）に支給要件を満たさない。雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者の同一期間の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育児休業等支援コース（育児取得時）は同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育休中等業務代替支援コースの対象となる育児休業取得者については同時（同日）に支給要件を満たさない。雇用調整助成金（休業・教育訓練）支給に係る支給対象期中において、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者の同一期間の併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるため、同一の対象労働者・同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（人材育成支援コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるため、同一の対象労働者・同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない（ただし、雇用調整助成金（休業）と自発的職業能力開発訓練（労働者が自発的に受講する訓練経費を負担する事業主に対して助成するもの。以下同じ。）については、双方の支給要件を満たせば併給可能。）。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可（ただし、雇用調整助成金（教育訓練）と自発的職業能力開発訓練については、同時に双方の支給要件を満たすことはない。）。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
雇用調整助成金（休業・教育訓練）	1①	※	雇用調整助成金（休業）は、労働者を休業させ休業手当を支払う場合に助成するものであり、人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）は、業務命令として労働者に所定労働時間に支払う通常の賃金の額を支払って訓練を受けさせる場合に助成するものであるため、同一の対象労働者・同一日時において同時に双方の支給要件を満たすことはない。また、雇用調整助成金（教育訓練）と人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）は、同一の行為が根拠となる場合は併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	出向している労働者への賃金について、雇用調整助成金（出向）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金については、雇用調整助成金（出向）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
雇用調整助成金（出向）	1②	※	原則、併給不可であるが、雇用調整助成金（出向）に係る計画書を提出している事業主であっても、当該事業主が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の設置・整備費用及び雇入れ人数の要件を満たした場合は、併給可能。
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)		ただし、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間において、対象労働者（第2回、第3回支給要件判定期間において対象労働者が就業しなくなったことに伴い補充する対象労働者（以下「補充者」という。）を含む。以下同じ。）を、雇用調整助成金（出向）の対象労働者として出向させた場合は、当該出向の初日が含まれる地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間以降、当該対象労働者については地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の対象労働者とししない。
雇用調整助成金（出向）	1②	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	同一の賃金について併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	雇用調整助成金（出向）支給に係る人材育成支援は介護離職防止支援コース（業務代替支援加算）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	雇用調整助成金（出向）支給に係る人材育成支援は育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）としている労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）としている労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）としている労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）としている労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
雇用調整助成金（出向）	1②	※	在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）としている労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、雇用調整助成金（出向）を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	出向している労働者への賃金について、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	重複する賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援加算）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）	2(1)	※	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	取組に係る賃金について、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可 取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）支給に係る人材育成支援は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については供給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）支給に係る人材育成支援は育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については供給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	2(2)	※	在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、当該労働者の当該在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対しては、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）を支給しない。 労働者が行った在籍型出向（被保険者資格は雇入れに係る事業所において継続するもの）に対して、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向中の賃金に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中、当該労働者に係る特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）は支給しない。
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	原則、併給不可であるが、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）に係る計画書を提出している事業主であっても、当該事業主が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の設置・整備費用及び雇入れ人数の要件を満たした場合は、併給可能。 ただし、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間において、対象労働者（第2回、第3回支給要件判定期間において対象労働者が就業しなくなったことに伴い補充する対象労働者（以下「補充者」という。）を含む。以下同じ。）を、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の対象労働者として出向させた場合は、当該出向の初日が含まれる地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給要件判定期間以降、当該対象労働者については地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の対象労働者とししない。
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可 取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向または復帰後訓練に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）は支給しない。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援）が支給された場合、代替要員及び業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援）は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、代替要員及び業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる代替要員及び業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向元事業所	2(3)①	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ賃金について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	取組に係る賃金について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の支給を受けた場合、同じ経費について産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の供給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）は支給しない。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）が支給された場合、当該労働者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 労働者が行った出向または復帰後訓練に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者の同一の賃金については、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）は支給しない。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、介護離職防止支援コース（業務代替支援）が支給された場合、代替要員及び業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は支給しない。 介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、介護離職防止支援コース（業務代替支援）は支給しない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）が支給された場合、代替要員及び業務代替者の同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる代替要員及び業務代替者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中については、育休中等業務代替支援コース（手当支給等）は支給しない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者への賃金について、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）が支給された場合、当該同一労働者の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成は支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中の当該労働者の同一の賃金については、両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）は支給しない。
両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）	11(6)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人材育成支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人材育成支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、教育訓練休暇等付与コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、人への投資促進コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、人への投資促進コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)②		
産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）出向先事業所	2(3)②	※	出向している労働者が行った職業訓練について、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分が支給された場合、同一の賃金に対しては、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）を支給しない。 労働者が行った出向に対して、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）が支給された場合、当該支給対象期間中に当該労働者が行った職業訓練については、事業展開等リスクリング支援コースの賃金助成部分を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）における訓練と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の資金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の資金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の資金助成が支給された場合、当該休暇が取得された日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の資金助成が支給された場合、当該休暇取得された日又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中については、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の資金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の資金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース※制度導入助成）の資金助成が支給された場合、当該休暇が取得された日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の資金助成が支給された場合、当該休暇取得された日又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中については、人材開発支援助成金（人への投資促進コース※制度導入助成）を支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）	3(1)	※	①同一の訓練が双方の助成金支給対象となる場合、当該訓練に対してはどちらか一方のみしか支給できない。 ②人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の資金助成が支給された場合、当該訓練が行われた日については、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））及び早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））を支給しない。また、労働者が取得した休暇について早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（休暇付与支援））が支給された場合又は労働者に行われた再就職支援の訓練に係る早期再就職支援等助成金（再就職支援コース（職業訓練実施支援））の資金助成が支給された場合、当該休暇中又は当該労働者に行われた再就職支援の訓練中に当該労働者が行った訓練については、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）を支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	同一労働者の同一資金については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月（優遇助成の場合は1年間）は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月（優遇助成の場合は1年間）は人材開発支援助成金の資金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の資金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月（優遇助成の場合は1年間）は人材開発支援助成金の資金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の資金助成部分については供給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）	3(2)	※	雇入れ支援コース支給に係る雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の資金助成部分については供給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	同一労働者に対する経費については供給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の支給対象措置となる評価・処遇制度等の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象措置となる就労環境整備措置（苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度（短時間勤務制度、賃金・人事処遇制度、健康管理制度等）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の支給対象措置となる教育訓練休暇制度（長期教育訓練休暇制度を含む）及び教育訓練短時間勤務制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））	3(3)①	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の支給対象措置となる長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務・所定外労働免除制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成・雇用環境整備コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	同一労働者の同一賃金及び経費については供給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給対象措置となる雇用管理制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（中途採用率拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の支給対象措置となる評価・処遇制度等の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は供給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象措置となる就労環境整備措置（苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度（短時間勤務制度、賃金・人事処遇制度、健康管理制度等）の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））について、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））について、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の支給対象措置となる教育訓練休暇制度（長期教育訓練休暇制度を含む）及び教育訓練短時間勤務制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のいずれかを受給している場合は併給可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の支給対象措置となる長期教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務・所定外労働免除制度の導入と、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））の支給要件である対象中途採用者に適用する雇用管理制度（労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等）の整備のための措置が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））	3(3)②	※	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース（45歳以上の中途採用拡大））支給に係る中途採用計画期間及び雇入れ以後6か月は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
早期再就職支援等助成金（UIターンコース）	3(4)	※	同一の採用活動経費（採用パンフレット等の作成、就職説明会等の実施等に要する費用）が双方の助成金支給対象となる場合、当該経費に対してはどちらか一方のみしか支給できない。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
早期再就職支援等助成金（UIターンコース）	3(4)	※	経費が重複した場合は併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
早期再就職支援等助成金（UIターンコース）	3(4)	※	「同一の対象経費については、併給不可」
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
早期再就職支援等助成金（UIターンコース）	3(4)	※	早期再就職支援等助成金（UIターンコース）における外部専門家によるコンサルティングと、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における外部専門家によるコンサルティングの一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、早期再就職支援等助成金（UIターンコース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者は併用可能。トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の一部（第2期支給対象期分）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の一部（支給対象期間が重複しない第2期支給対象期分以降）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）またはトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）を受給している場合は、支給可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	4(1)	※	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の一部（支給対象期間が重複しない第2期支給対象期分以降）を受給するが可能。

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)		可能。
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	障害者トライアル雇用を終了した事業主が、引き続き継続して雇用する労働者として当該者を雇用した場合は、支給可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	4(2)	※	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）	4(3)	※	特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	4(4)	※	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者は併用可能。トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の一部（第2期支給対象期分）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の一部（トライアル雇用の実施期間が重複しない支給対象期分以降）を受給することが可能。
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）を受給している場合は、支給可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の併給は不可 事業実施経費について、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	重複する賃金については併給不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	4(5)	※	特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業は支給しない。 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。また、訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①	※	分については併給不可。
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。また、訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	5(1)	※	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。また、訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業は支給しない。 人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は、介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	5(2)	※	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）支給に係る支給対象期間中は人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業は支給しない。 建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業が支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）は支給しない。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	5(3)	※	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成）の賃金助成部分については併給不可。また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成）の賃金助成部分については併給不可。

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		また、助成経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員及び育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	認定訓練に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	技能実習に係る経費のうち、トライアル雇用に係る経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）	5(4)	※	トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）で非正規雇用労働者を対象として訓練を実施した場合の賃金助成部分については併給不可。訓練に係る経費のうち、トライアル雇用にかかる経費と重複する部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）または人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の併給は不可。 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合	10(1)①		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	10(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者が介護離職防止支援コース（業務代替支援）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と介護離職防止支援コース（業務代替支援）の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	6(1)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）または人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の併給は不可。

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合	10(1)①		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	10(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の対象労働者が介護離職防止支援コース（業務代替支援）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）と介護離職防止支援コース（業務代替支援）の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）	6(2)	※	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース(能登半島地震特例)）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	賃金助成部分については併給不可
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の併給は不可。 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	賃金助成部分については併給不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（正社員化コース）※転換する場合	10(1)①		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	無期→正規への転換という取扱いとなるがそれぞれ支給を受けることは可能。
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	10(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と介護離職防止支援コース（業務代替支援）の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分について

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②	※	ては併給不可。
地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）	6(3)	※	地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の資金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の雇用管理制度導入については両方を支給しない、どちらか一方のみ。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（石川県））※作業員宿舎等経費助成	7(5)①		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※女性専用作業員施設設置経費助成	7(5)②		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）のうち、雇用環境整備の措置によって機器・設備等を導入した場合、同一の機器・設備等の導入に係る経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）の支給対象措置となる雇用管理制度又は業務負担軽減機器等の導入と、65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給対象措置となる雇用管理制度の導入が同一である（重複する）場合は併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	10(4)		
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	7(1)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となる。
キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	10(5)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給を受けた場合、同じ経費について建設キャリアアップシステム等活用促進コース普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の取組に対する経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の取組に対する経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）における労働環境向上事業と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における「労働者に対する研修」、「労務管理担当者に対する研修」または「外部専門家によるコンサルティング」の一部または全部が重複する場合、その実施に対する助成は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の資金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		賃金助成部分については併給不可。
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分は併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の賃金助成部分は併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※経費助成	12(3)①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一の訓練経費が双方の助成金支給対象となる場合等は併給調整が必要となる。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※経費助成	12(4)①		
人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）	7(2)	※	同一労働者の同一賃金については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（テレワークコース）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）の併給は不可
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業	7(3)①	※	事業実施経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）雇用管理改善促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）の併給は不可
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主団体経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※事業主団体経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②		
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※推進活動経費助成）の併給は不可 事業実施経費について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））（※推進活動経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））（※訓練施設等設置経費助成）の併給は不可
人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））※訓練施設等設置経費助成	7(5)③		事業実施経費について、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））（※訓練施設等設置経費助成）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	事業実施経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の併給は不可
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)		事業実施経費について、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給を受けた場合、同じ経費について人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の併給は不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、通年雇用助成金（新分野進出）の併給は不可。
通年雇用助成金（新分野進出）	8③		通年雇用助成金（新分野進出）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の併給は不可。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給を受けた場合、同一労働者の同一期間に係る賃金について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の件費（賃金）の対象者について、両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる代替要員及び業務代替者の助成部分については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の件費（賃金）については併給不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の件費（賃金）の対象者について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者の助成部分については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の件費（賃金）については併給不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）（※賃金助成）の併給は不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②	…	人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業	7(3)②	※	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の支給を受けた場合、同じ経費について、人材開発支援助成金の併給は不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）	12(6)		人材開発支援助成金の支給を受けた場合、同じ経費について、人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）普及促進事業の併給は不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の事業主経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の支給に係る支給対象期中は人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主経費助成）の賃金助成部分については併給不可。
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（職場復帰時＜業務代替支援加算＞））の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。 両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成と両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成の賃金及びコンサルティング料に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成	7(4)①	※	同一の制度導入にかかる経費については、「人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主経費助成」と「人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）」の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の事業主団体経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）※事業主団体経費助成）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（職場復帰時＜業務代替支援加算＞））の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。 両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の賃金に係る経費について併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	同一労働者の同一の経費及び賃金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成と両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の資金に係る経費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成の資金に係る経費については併給不可。
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※事業主団体経費助成	7(4)②	※	人材開発支援助成金の資金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））の推進活動経費助成における対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における対象経費の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	同一労働者の同一の経費及び資金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成と介護離職防止支援コースの併給不可。 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の資金に係る経費について、両立支援等支援助成金（介護離職防止支援コース（業務代替支援））の対象となる代替要員及び業務代替者については併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	同一労働者の同一の経費及び資金については、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成と両立支援等助成金（育休休業等支援コース）の併給不可。
両立支援等助成金（育休休業等支援コース）	11(3)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費について、両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者については併給不可。 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース（手当支給等））の対象となる業務代替者について、人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成の人件費については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））※推進活動経費助成	7(4)③	※	人材開発支援助成金の事業主団体等に対する助成において、助成対象経費に一部重複が発生する可能性があるため。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	7(6)	※	人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の支給対象経費と、人材確保等支援助成金（テレワークコース）における支給対象経費について、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）または人材確保等支援助成金（テレワークコース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者に対する研修または労務管理担当者に対する研修と、通年雇用助成金（職業訓練）における職業訓練の一部または全部が重複する場合、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）または通年雇用助成金（職業訓練）のいずれか一方からしか行うことができない。
通年雇用助成金（職業訓練）	8②		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における就業規則等の作成・変更または外部専門家によるコンサルティングに係る経費と、65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）において対象となる措置の実施に伴い必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費について、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）または65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）のいずれか一方からしか行うことができない。 人材確保等支援助成金（テレワークコース）におけるテレワーク用通信機器の導入・運用に係る経費と、65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）において対象となる措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費について、同一の経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）または65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
人材確保等支援助成金（テレワークコース）	7(7)	※	人材確保等支援助成金（テレワークコース）における労働者又は労務管理担当者に対する研修と、人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）において対象となる訓練が重複する場合、当該経費に対する助成は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）又は人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）のいずれか一方からしか行うことができない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）と介護離職防止支援コース（業務代替支援）の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）	8①	※	通年雇用助成金（事業所内就業、事業所外就業、休業、業務転換）支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費について、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費について、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費について、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費について、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（職業訓練）	8②	※	同一の経費について、通年雇用助成金（職業訓練）と人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）の経費助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）	12(6)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）と介護離職防止支援コース（業務代替支援）の併給不可。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル雇用）の対象労働者が育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の代替要員と同一労働者の場合、併給不可。 同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル雇用）と育休中等業務代替支援コース（手当支給等）については併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	同一労働者の同一期間に係る賃金について、通年雇用助成金（季節トライアル）と人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分の併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
通年雇用助成金（季節トライアル雇用）	8④	※	通年雇用助成金（季節トライアル）の支給に係る支給対象期中は人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)		
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	10(4)		
65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）	9(2)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるため、本省助成金担当課室へ照会をかけること。
キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	10(5)		
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	10(3)	※	同一の取組に対しては併給調整が必要となるが、対象労働者が重複しない場合には併給調整の必要はない。
キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）	10(6)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（第1種）と介護離職防止支援コース（介護休業）については、同一の対象労働者について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	育児休業等支援コース（育休取得時・職場復帰時）について、出生時両立支援コース（第1種）と同一労働者の同一の育児休業について併給不可。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（第1種）と柔軟な働き方選択制度等支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について、同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（出生時両立支援コース）	11(1)	※	出生時両立支援コース（第1種）と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について、同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業、介護両立支援制度（介護休暇制度））と育児休業等支援コース（育休取得時）については同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（育児休業等支援コース）	11(3)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業、介護両立支援制度）と育休中等業務代替支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となった代替要員について、同一の雇入れについて育休中等業務代替支援コース（新規雇用）の対象となる代替要員としての併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となった業務代替者について、同一期間に育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者としての併給不可。
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護両立支援制度）と柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、同一期間（同一日）に同一の制度を利用した対象労働者（制度利用者）について併給不可。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（介護休業）と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）	11(2)	※	介護離職防止支援コース（業務代替支援）の対象となる代替要員及び業務代替者について、人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）	12(6)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等（育児休業）、新規雇用（育児休業））と柔軟な働き方選択制度等支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等（育児休業）、新規雇用（育児休業））と不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一の対象労働者（休業取得者／制度利用者）について同時（同日）に支給要件を満たさない。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者、人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	12(2)		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者認定訓練コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※賃金助成	12(3)②		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、建設労働者技能実習コースの賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※賃金助成	12(4)②		

助成金名	別紙2の 番号	記号	解説
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の長期教育訓練休暇制度の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※制度導入助成	12(5)②		
両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）	11(4)	※	育休中等業務代替支援コース（手当支給等）の対象となる業務代替者について、人材開発支援助成金（事業展開等リスクリリング支援コース）の賃金助成部分については併給不可。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリリング支援コース）	12(6)		
両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）	11(5)	※	柔軟な働き方選択制度等支援コースと不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コースについては、同一期間（同一日）に同一の制度を利用した対象労働者（制度利用者）について併給不可。
両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	11(7)		
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)	※	人材育成支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人への投資促進コースは支給しない。 人への投資促進コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材育成支援コースは支給しない。
人材開発支援助成金（人への投資促進コース）※訓練助成	12(5)①		
人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	12(1)	※	人材育成支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、事業展開等リスクリリング支援コースは支給しない。 事業展開等リスクリリング支援コースが支給された場合、同一の賃金及び経費に対しては、人材育成支援コースは支給しない。
人材開発支援助成金（事業展開等リスクリリング支援コース）	12(6)		